

法定点検に関する法令改正について

● 法令改正の概要

消費生活用製品安全法(消安法)の改正法が令和3年7月27日に公布され、同年8月1日に施行されました。改正前に特定保守製品に指定されていた製品の所有者様には、「長期使用製品安全点検制度によりおこなう法定点検」を受けることが求められていましたが、技術基準の強化等の経年劣化対策により、下記の7品目については対象から除外されることになりました。

【法令改正により指定から除外された製品 (7品目)】

- ① 屋内式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用)
- ② 屋内式ガス瞬間湯沸器 (LPガス用)
- ③ 屋内式ガスふろがま (都市ガス用)
- ④ 屋内式ガスふろがま (LPガス用)
- ⑤ FF式石油温風暖房機
- ⑥ ビルトイン式電気食器洗機
- ⑦ 浴室用電気乾燥機

【引き続き指定されている製品】

- ① 石油給湯機
- ② 石油ふろがま

● 経過措置の対象製品の見分け方

経過措置期間が設けられ、点検をご希望の場合は製品に貼られている特定保守製品ラベルに記載されている点検期間内に「法定点検 (有料)」を受けることができます。

- (1) 令和3年7月31日以前に点検期間の始期が到来している製品
- (2) 令和3年7月31日から起算して1年を経過する日までに点検期間の始期が到来する製品

● 法定点検のお申し込みについて

<所有者票登録をされているお客様>

点検期間の始期が近づく頃に弊社から点検通知が届きます。法定点検をご希望のお客様は、点検通知が届いてからお申し込みください。

<所有者票登録をされていないお客様>

法定点検をご希望のお客様は、製品本体の表示をご覧ください、点検期間の始期をご確認のうえ、弊社へお申し込みください。

製品本体の表示（例）



※見本につき現物とは異なります。

● あんしん点検の実施

経年劣化に起因する製品事故を防止するために、法令改正の経過措置期間が終了した以降も、所有者様が引き続き点検をご希望の場合は、弊社にお申し込みいただきますと、法定点検と同じ基準で行う「あんしん点検（有料）」※1 を実施させていただきます。

※1 点検基準は、法定点検と同じ基準として行っています。弊社では、法令改正により除外された製品についても「あんしん点検」と呼称して引き続き自主点検（有料）を行い、経年劣化に起因する製品事故防止に努めています。

法令改正についての詳細は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会ホームページ (https://www.jgka.or.jp/gasusekiyu_riyou/tenken_maintenance/tenkenseido/index.html) をご確認ください。